

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

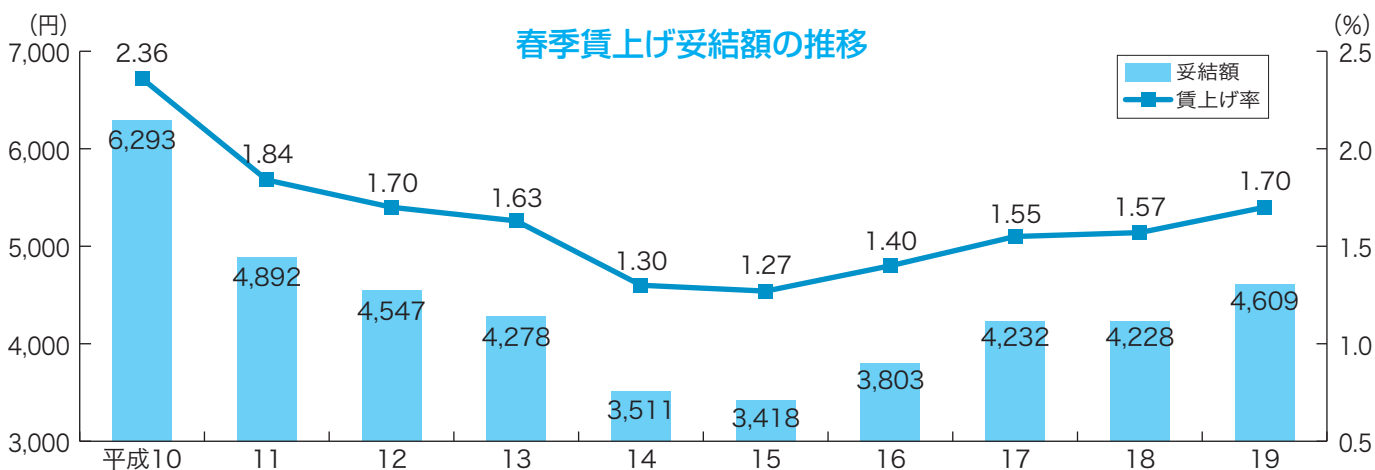
603号
2007

平成19年 賃金交渉調査の結果概要

春季賃上げ要求・妥結状況調査および夏季一時金要求・妥結状況調査は、県内民間労働組合179組合を対象に実施し、春季賃上げは138組合から、夏季一時金は134組合から妥結したとの回答がありました。

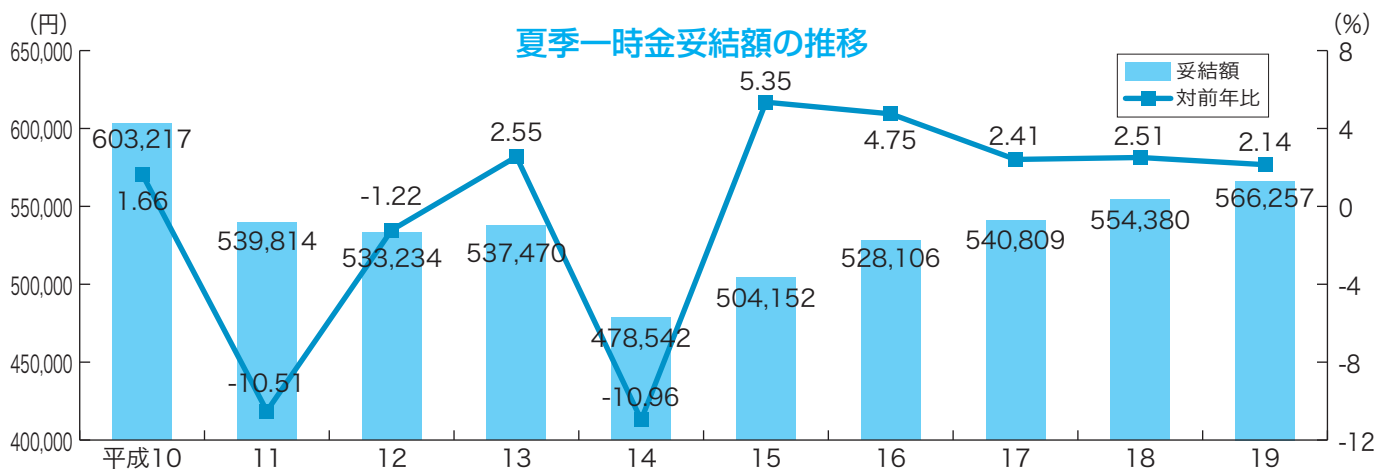
春季賃上げ要求・妥結状況(6月末時点)

	従業員300人未満		従業員300人以上		全 規 模			前年同期(全規模)	
	妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率	要求額	妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
全産業平均	4,008	1.60	5,189	1.77	6,799	4,609	1.70	4,228	1.57



夏季一時金要求・妥結状況(7月末時点)

	従業員300人未満		従業員300人以上		全 規 模			前年同期(全規模)	
	妥結額	月数	妥結額	月数	要求額	妥結額	月数	妥結額	月数
全産業平均	465,748	1.91	656,880	2.29	636,186	566,257	2.13	544,380	2.06



☆詳細な結果については、県労政能力開発課のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>)をご覧ください。

10月1日から7日は全国労働衛生週間です

こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場

厚生労働省

「男女がともに活躍できる職場づくりを進めるためにポジティブ・アクションの理解を深める」をテーマに男女協働セミナーが開催されました

6月26日、コラボしが21で「男女協働セミナー」が開催され、事業主、企業の人事労務担当者等45名が参加しました。

当セミナーは、男女がともに持てる能力を十分に発揮しながら、いきいきと働き続けるための雇用管理について考える契機とするために、6月の「男女雇用機会均等月間」にちなみ、滋賀県と(財)21世紀職業財団滋賀事務所の共催、滋賀労働局の後援で開催しました。



セミナーでは、まず、滋賀労働局雇用均等室四方室長から、「男女雇用機会均等法に沿った雇用管理について」と題した説明がされました。

「ポジティブ・アクション・・・女性社員の視点から」と題した日新薬品工業株式会社の事例発表のあと、「女性社員の戦力化こそが業績UPのキーワード!」と題して就職ジャーナリストの岡本武史先生の講演があり、参加者からは「大変わかりやすく参考になりました。」との感想が多く寄せられました。



雇用保険法が変わります！ 従業員のみなさんにお知らせください。

- 雇用保険の受給資格要件が変わります。(平成19年10月1日以降に退職された方が対象です)
 - 週所定労働時間による被保険者区分(一般・短時間)がなくなります。
 - 雇用保険の基本手当を受給するためには、原則離職の前日2年間に12月(月11日以上)の勤務)の被保険者期間が必要となります。(現在は一般被保険者が6ヶ月、短時間被保険者が12ヶ月)
 - *倒産・解雇等により離職された方は、6月(月11日以上)の勤務)が必要です。
 なお、退職日(9月30日以前と10月1日以降)により取扱が変わりますので、注意してください。
 - 育児休業給付の給付率が50%に上がります。(平成19年3月31日以降に職場復帰され、10月1日以降に職場復帰給付金の申請をする方が対象です。)
 - 教育訓練給付の要件・内容が変わります。(平成19年10月1日以降に受講開始された方が対象です。)
 - 被保険者期間が5年以上ある方も被保険者期間が3年以上5年未満の方と同じ給付額20%(上限10万円)に統一されます。(初めて利用する方に限り、被保険者期間1年以上で受給可能となります。)
- その他詳しくは、お近くのハローワーク(公共職業安定所)または、滋賀労働局(電話077-526-8609)までお問い合わせください。

パートタイム労働法が変わります！ ～平成20年4月1日施行～

短時間労働者一人一人が安心して働くことを可能とし、ひいては我が国の経済社会の活力を維持していくため、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図ること等により、多様な働き方に応じた公正な待遇を実現することを目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」が、本年5月25日に可決成立し、平成20年4月1日(一部については平成19年7月1日)から施行されます。主な内容は以下のとおりです。

☆改正のポイント

- 労働条件の文書交付・説明義務 労働条件を明示した文書の交付等の義務化(過料あり)等
- 均衡のとれた待遇の確保の促進
 - すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等
 - 特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止
- 通常の労働者への転換の推進 通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化
- 苦情処理・紛争解決援助 (1)苦情を自主的に解決するよう努力義務化 (2)行政型ADR(調停等)の整備
- 事業主等支援の整備 短時間労働援助センターの事業の見直し(事業主等に対する助成金支給業務に集中)

【問い合わせ先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL 077-523-1190 <http://www.shiga-roudou.go.jp/>

平成19年4月1日から育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金)の一部が変わりました

<職場風土改革コース> (新規) ☆19年度から始まった新規コースです

労働者に対する両立支援を推進するため、両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用することができるよう、常時雇用する労働者が300人以下の企業で、かつ、子育て世代の労働者が50人以上の企業が、職場風土改革促進事業に取組み、育児休業制度等を取得しやすい職場環境の整備を行い成果をあげた場合に支給されます。

1年度目	事業実施前に比べ両立指標の得点が向上した事業主	50万円
2年度目	1年度目よりさらに両立指標の得点が向上した事業主	50万円
	2か年度にわたる取組の結果、女性の育児休業取得率が80%以上、かつ、事業終了後の両立指標の得点が190点以上の事業主	50万円を加算

●加算については、1年度目、2年度目の支給を受けた事業主が対象となります

<事業所内託児施設設置・運営コース> ☆「設置費」及び「運営費」の助成率が変更されました

(現行)		(変更後)	
中小企業	1/2	中小企業	2/3
大企業	1/2	大企業	1/2

●平成19年度から平成21年度まで

<代替要員確保コース> ☆支給対象期間及び支給対象労働者数に変更されました

(現行)	(変更後)
最初に対象労働者が生じた日の翌日から3年間、1事業所当たり、最初の支給対象労働者と合わせて、1年度20人まで支給	最初に対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業所当たり、最初の支給対象労働者と合わせて、1年度10人まで支給

<子育て期の柔軟な働き方支援コース> ☆支給要件に変更されました

(現行) (1)及び(2)のいずれも満たしていること

(1) 1人の対象労働者に連続して3ヶ月以上利用させたこと

(2) 当該事業主全体において、対象労働者に延べ6ヶ月以上利用させたこと

(変更後) (1) 1人の対象労働者に連続して6ヶ月以上利用させたこと

☆「育児休業に準ずる措置」又は「短時間勤務制度」を利用させた場合の支給額及び支給対象期間が変更されました(その他の制度を利用させた場合については、従前のとおりです)

(現行)		(変更後)		
中小企業	50万円(40万円)*	中小企業	最初の支給対象労働者が生じた場合	50万円(40万円)*
大企業	40万円(30万円)*	中小企業	2人目以降の支給対象労働者が生じた場合	15万円
		大企業	最初の支給対象労働者が生じた場合	40万円(30万円)*
		大企業	2人目以降の支給対象労働者が生じた場合	10万円

●最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主当たり、最初の支給対象労働者と合わせて、延べ10人まで支給

*〔 〕内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合の金額

◎ 詳細については、(財)21世紀職業財団滋賀事務所 TEL.077-523-5141 FAX.077-523-5249

滋賀県高年齢者雇用フェスタ ～年齢にかかわらず働ける社会の実現を～

◆日時◆ 平成19年10月22日(月)午後1時30分～

◆場所◆ 大津プリンスホテルコンベンションホール 大津市におの浜4-7-7 (TEL: 077-521-1111)

◆内容◆ 事例発表 「いきいき70歳まで働ける職場環境整備に向けて～DDK活動で助け合える職場づくり～」
菱琵テクノ株式会社 代表取締役社長 齋藤 稔氏

記念講演 「高齢化社会と終身雇用～定年制のゆくえ」

法政大学 社会学部教授 上林 千恵子氏

◆申し込み・問い合わせ先◆ 10月15日(月)までにお申し込みください。

(社)滋賀県雇用開発協会 TEL: 077-526-4853 FAX: 077-526-0778 E-Mail: info@shiga-koyou.or.jp

滋賀県中小企業団体中央会 TEL: 077-511-1430 FAX: 077-525-5537 E-Mail: info@chuokai-shiga.or.jp

●●● 平成19年度技能向上セミナーのご案内 ●●●
 (11月～12月に実施するコース)

* 在職者の方々の技能向上を目指した講習会です。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

機械系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
測定技術Ⅰ(基礎編)	機械測定に関する基本理論とノギス・マイクロメータ・ダイヤルゲージ・シリンダーゲージ等の取り扱いと測定方法	11/27,28	10 ^人	近江	無 料 ^円
普通旋盤 加工技術Ⅰ(加工知識編)	加工に関する理論や条件等の基礎的な知識と普通旋盤の操作および簡単な切削加工	12/11,12,13	10	近江	2,000
普通旋盤 加工技術Ⅲ(応用加工編)	普通旋盤でのねじ切りおよび各種はめあわせ部品等に関する知識と切削加工	12/5,6,7	10	草津	3,000
NC旋盤 加工技術Ⅰ(プログラム編)	数値制御旋盤による切削加工プログラムの説明と作成	11/6,7,8	10	近江	無 料
NC旋盤 加工技術Ⅱ(基礎加工編)	数値制御旋盤の機械操作の基礎から、プログラムによる自動切削加工の手順	12/4,5,6	5	近江	4,000
フライス盤 加工技術Ⅲ(応用加工編)	フライス盤での勾配削り、曲面削り等に関する知識と切削加工	12/12,13,14	5	草津	3,000
		11/13,14,15	10	近江	
マシニングセンタ加工技術Ⅰ(プログラム編)	マシニングセンタによる切削加工プログラムの説明と作成	11/20,21,22	10	近江	無 料
マシニングセンタ加工技術Ⅱ(基礎加工編)	マシニングセンタの機械操作の基礎から、プログラムによる自動切削加工の手順	12/18,19,20	5	近江	3,000
機械研削といし特別教育	労働安全衛生法に基づき、研削といし特別教育の規定に沿った学科および実技	12/19,20	10	草津	2,000 別途テキスト代
機械CAD(AutoCAD基礎編)	基礎的なCADによるコマンド説明および図面作成	11/28,29,30	6	草津	1,000
		11/6,7,8	9	近江	
AutoCADカスタマイズ(メニューカスタマイズ基礎編)	AutoCADユーザーの操作性向上のためプルダウンメニューやアイコンのカスタマイズや作成方法	11/20,21,22	9	近江	無 料

溶接系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
アーク溶接特別教育	労働安全衛生法に基づき、アーク溶接特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な溶接技能	11/5,6,12,13	10 ^人	草津	5,000 ^円 別途テキスト代
		12/10,11,17,18			
被覆アーク溶接基礎技能習得コース	被覆アーク溶接の基本技能の再確認とその応用技能	11/27,28	10	近江	3,000 別途テキスト代
半自動溶接基礎技能習得コース	半自動溶接の基本技能の再確認とその応用技能	12/6,7	8	近江	3,500 別途テキスト代
TIG溶接応用技能習得コース(アルミ編)	アルミ材料の知識およびアルミのTIG溶接技能	12/18,19	4	近江	5,000 別途テキスト代
TIG溶接の基礎(アルミ編)	アルミ材料の知識およびアルミのTIG溶接技能	11/26,27,28	4	草津	5,000
JIS手溶接実技試験準備コース	実際にJIS手溶接試験実技課題(下向き、立向き等)による合格水準到達を目標とした溶接技能の向上	11/1,2	10	近江	6,000 別途テキスト代
JISステンレス学科試験準備コース	JISステンレス溶接受験テキストを使用した試験問題の解説	12/4,5	10	近江	無 料 別途テキスト代
産業用ロボット特別教育	労働安全衛生法に基づき、産業用ロボット特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な操作技能	12/3,4,5	5	草津	3,000 別途テキスト代
		11/13,14,15	4	近江	

建築系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
建築製図Ⅰ(入門編)	建築図面の基礎的な知識の習得と簡単な図面による製図実習	11/6,7,8	10 ^人	近江	2,000 ^円 別途テキスト代
建築CADⅡ(Jw_cad断面・矩計図編)	Jw_cadを操作し、主に断面・矩計図等の作成演習	12/11,12,13	10	近江	1,000 別途テキスト代
大工用手工具の取扱い	のみ、鉋、鋸等の使用法について、実習課題をとあして基本的な知識・技能	11/10,11,24,25	10	近江	4,000 別途テキスト代
レベル・トランシットの取扱い	レベル、トランシットの取り扱いおよび測量方法の知識技能	11/27,28,29	10	近江	無 料

電気・電子系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
電験 3 種受験者のための数学	電気回路の考え方、計算のしかた、ベクトル計算等の考え方	11/13,14,15	10	近江	無料 別途テキスト代
技術者のための電気技術Ⅰ（基礎編）	直流および交流の性質を実習を通して基本的知識	11/27,28,29	10	近江	無料 別途テキスト代
第一種電気工事士技能試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	第一種電気工事士技能試験の合格に向けての解説と課題演習	11/6,7,8	10	近江	5,000 別途テキスト代
電気主任技術者のための知識Ⅰ（理論編）	電気主任技術者として必要な知識の習得と受験に対しての傾向と対策	12/18,19,20	10	近江	無料 別途テキスト代

制御系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
プログラマブルコントローラ制御Ⅱ（三菱 Fx シリーズプログラム演習編）	プログラマブルコントローラ（三菱 Fx シリーズ）のラダーサポートソフトを使用した回路作成および演算命令等プログラム手法に関する知識	11/27,28,29	10	近江	無料
プログラマブルコントローラ制御Ⅰ（三菱 Q シリーズ基礎編）	プログラマブルコントローラ（三菱 Q シリーズ）の構成や操作方法とそのラダーサポートソフトを使用した基本命令に関する知識	12/18,19,20	10	近江	無料
プログラマブルコントローラ制御Ⅱ（三菱 Q シリーズプログラム演習編）	プログラマブルコントローラ（三菱 Q シリーズ）のラダーサポートソフトを使用した回路作成および演算命令等プログラム手法に関する知識	10/30,31 11/1	10	近江	無料
エンジニアのための Visual Basic Ⅰ（Ver6.0 基礎編）	Visual Basic（Ver6.0）の基本操作、基本文法、コントロール等のプログラミングに必要な基礎知識	12/4,5,6	10	近江	無料 別途テキスト代
エンジニアのための Visual Basic Ⅰ（VB.NET 基礎編）	Visual Basic（VB.NET）の基本操作、基本文法、コントロール等のプログラミングに必要な基礎知識	11/13,14,15	10	近江	無料 別途テキスト代
エンジニアのための Excel 活用（VBA 編）	Excel を用いて事務処理やデータの処理などの繰り返し行うような処理を自動化するための知識	12/11,12,13	10	近江	無料 別途テキスト代

各コースの申込みはコースを実施するテクノカレッジへ申し込んでください。申込み締切日は実施コースの開始日の1か月前までとしております。

セミナーは年間通して様々なコース実施しております。また、セミナー以外に職業能力開発に係る相談・援助を行っております。詳しくは下記までお問い合わせください。

- テクノカレッジ草津（滋賀県立草津高等技術専門校） 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL：077-564-3297
- テクノカレッジ近江（滋賀県立近江高等技術専門校） 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL：0749-52-5300

職業生活設計セミナー開催のお知らせ

コース名	会場	日時	定員
豊かな生活設計のための資産運用	草津市立サンサンホール	10/ 5(金) 13:30～15:30	20名
知っておきたい年金の知識	滋賀高齢期雇用就業支援コーナー セミナー室(大津)	10/12(金) 18:00～20:00	20名
60歳以降の人生設計	長浜商工会議所	10/19(金) 13:30～15:30	20名
雇用保険・健康保険の知識	滋賀高齢期雇用就業支援コーナー セミナー室(大津)	10/26(金) 18:00～20:00	20名
介護保険の基礎知識	草津市立サンサンホール	11/ 2(金) 13:30～15:30	20名
豊かな生活設計のための資産運用	アクティ近江八幡	11/16(金) 13:30～15:30	20名
定年後の税金と確定申告	草津市立サンサンホール	11/30(金) 13:30～15:30	20名
知っておきたい年金の知識	滋賀高齢期雇用就業支援コーナー セミナー室(大津)	12/ 7(金) 13:30～15:30	20名
定年後の税金と確定申告	ひこね燦ばれず	12/ 7(金) 18:00～20:00	20名
定年後の税金と確定申告	滋賀高齢期雇用就業支援コーナー セミナー室(大津)	12/14(金) 18:00～20:00	20名
雇用保険・健康保険の知識	滋賀高齢期雇用就業支援コーナー セミナー室(大津)	12/21(金) 13:30～15:30	20名
定年後の税金と確定申告	長浜商工会議所	12/21(金) 18:00～20:00	20名

◎ 受講料：無料 開催前日までにTEL、FAXまたはホームページにてご連絡ください。

※ なお、出張セミナー（参加者5名以上で、ご希望の事業所において無料で行うセミナー）も随時受付けております。

【問い合わせ先】

滋賀高齢期雇用就業支援コーナー 〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル8階
TEL：077-527-2201 FAX：077-527-2230 URL：http://www.shiga-kourei.jp

ポリテクカレッジ滋賀 平成20年度学生募集

1. 本校の特色
 - (1) 就職率100%
 - (2) 入学金不要、低廉な授業料…年額390,000円(現行)
 - (3) 実験・実習に重点を置いた、実践的カリキュラム
 - (4) 充実した実験・実習機器で、思いっきり学べる
 - (5) 個々の能力をひきだす、徹底した少人数の教育訓練
 - (6) 2年間であなたもプロに？
2. 学科及び定員

(1) 生産技術科	20名	(2) 電子技術科	20名
(3) 情報技術科	20名	(4) 住居環境科	20名
3. 修業年限 2年間
4. 受験料 18,000円
5. 入校試験 身体に障害のある方は、出願前に学務援助課へご相談ください。

(1) 推薦入校試験

出願資格	高等学校を平成20年3月卒業見込みで高等学校長が推薦する者
願書受付期間	平成19年10月9日(火)～10月19日(金)
試験日	平成19年11月6日(火)
選考方法	小テスト(数学I)、面接
合格発表日	平成19年11月13日(火)

(2) AO入校試験

出願資格	本校ならびに入校を希望する科のアドミッション・ポリシーを理解する者 高等学校卒業者(平成20年3月卒業見込み者を含む)又は実務経験その他によりこれらと同等以上の学力を有すると認められる者。 ※詳細は、本校ホームページ参照(オープンキャンパスの参加が必要な科があります。)
願書受付期間	平成19年10月9日(火)～10月19日(金)
試験日	平成19年11月3日(土)
選考方法	※詳細は、本校ホームページ参照
合格発表日	平成19年11月13日(火)

(3) 一般入校試験

出願資格	高等学校卒業者(平成19年3月卒業見込み者を含む)又は実務経験その他によりこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
願書受付期間	平成20年1月15日(火)～1月26日(金)
試験日	平成20年2月5日(火)
選考方法	数学I、英語I
合格発表日	平成20年2月18日(月)

(4) 在職者推薦入校試験

出願資格	高等学校卒業者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者で、企業に勤務し、かつ本校において行う教育訓練を修めることが期待でき、事業主が責任をもって推薦できる者
願書受付期間	平成20年1月15日(火)～1月26日(金)
試験日	平成20年2月5日(火)
選考方法	論文試験「課題テーマに沿って論文を作成」、面接
合格発表日	平成20年2月18日(月) 事業主あて発送

6. オープンキャンパス (1) 平成19年9月29日(土) 13:00～17:00

【問い合わせ先】

学務援助課 TEL: 0748-31-2254

URL <http://www.ehdo.go.jp/shiga/shiga-pc/>

平成19年度第2回職業家庭両立推進者研修会 「仕事と家庭を考える月間セミナー」が開催されます。

- ◆日時◆ 平成19年10月30日(火) 13:30～16:00
- ◆場所◆ コラボしが21 3階中会議室1
- ◆内容◆ 講演「会社を強くするワーク・ライフ・バランス」
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員 水越さくえ氏
事例発表 株式会社平和堂
説明「企業における両立支援のポイントおよび改正パートタイム労働法について」
滋賀労働局雇用均等室長
個別相談会
- ◆受講対象者◆ 事業主、職業家庭両立推進者または人事労務担当者、労働者等 50名
- ◆申込・問い合わせ先◆ 10月22日(月)までに申し込んでください。
(財)21世紀職業財団滋賀事務所 TEL:077-523-5141 FAX:077-523-5249

労働委員会事務局より

「あっせん」について

今回は、賃上げやボーナスの要求等で、労使間の交渉が行き詰まった場合の調整制度について紹介します。

滋賀県労働委員会では、労働組合と使用者の間の労使紛争(集団的労使紛争)、労働組合に加入していないパート社員、派遣社員、フリーター等、個々の労働者と使用者の間の労使紛争(個別の労使紛争)の調整を行っています。

当委員会が行う調整には、「あっせん」という制度があり、簡易な手続きで申請できます。

はじめに

労働者と使用者の間に紛争が生じたときは、双方が対等な立場で話し合い、自ら問題解決に向けて取り組むことが望ましいのですが、それぞれの考え方が大きく異なり、交渉がそれ以上進まないこう着状態に陥ることがあります。

このような場合、公平な第三者が仲立ちし、紛争解決のお手伝いをする事で、円満に解決できることがあります。

第三者に自分の主張を話したり、客観的な基準を聞くことにより、冷静に判断できるようになるでしょう。また、当事者同士では面と向かって言いにくいことも、第三者には話がしやすいものです。

当委員会では、公平な第三者として、労働問題に詳しい弁護士および学識経験者、労働組合の役員や企業経営者をあっせん員として選任し、公平で満足度の高い解決に向けた体制を整えています。

また、手数料等の費用がかかるとはなく、プライバシーも守られるため、安心して利用できます。

あっせんのながれ

(あっせん申請)

あっせんは、労働組合および個々の労働者だけでなく、使用者も申請できます。

紛争の経緯や解決を求めたい内容等、必要な事項を申請書に書いて、当委員会事務局へ提出するだけです。

(事務局調査)

あっせんを申請すると、事務局の職員が当事者を訪問し、事件の経過や考え方などについて、調査を行います。

(あっせん員指名)

同時に、労働委員会会長は、その事件を担当するあっせん員を指名します。

通常、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ1名の3名で構成し、労働組合および個々の労働者側の窓口として労働者委員、使用者側の窓口として使用者委員が調整に当たります。

(あっせん期日の調整)

相手方があっせんに応じる場合、双方の都合の良い日を調整し、あっせんの期日を決めます。

(あっせん開催)

あっせんを行う日には、当事者とあっせん員が集まり、まず当事者双方から個別に主張を聞いたうえで、あっせん員の考え方や、解決策を示したりします。その際、一方の当事者は、控室で待機しますから、当事者同士が直接議論する必要はなく、あっせん員が両者の間に立って、双方の主張を聞き、受け入れやすい案について打診したり説得したりして、両者の歩み寄りに努力します。

(あっせん案作成)

あっせんがまとまると、あっせん案が作成され、当事者とあっせん員が調印し、それぞれ合意事項を確認します。たとえ、あっせんがまとまらない場合でも、あっせんを通じて、当事者は自身や相手方の主張を整理し、お互いを理解できるようになります。また、第三者であるあっせん員から見た客観的な見解を知ることができまますから、今後の労使関係にとってメリットがあるといえます。

おわりに

あっせんの進め方は、上述の内容だけではなく、申請内容や当事者の意向等に応じて、様々な方法がとられます。

その柔軟さから、当委員会における中心的な労使紛争の調整制度として、広く利用されています。

労使紛争に関する問題がありましたら、
お気軽にお尋ねください!!

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL:077-528-4473

E-mail: roi@pref.shiga.lg.jp

10月 労働保険適用促進月間

厚生労働省では、10月1日から10月31日までの1か月間を、労働保険適用促進月間として、全国的に広報活動を展開しています。

労働保険（労災保険と雇用保険）は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

労働者を雇用する事業主は、業種や規模の大小に係わらず、すべて労働保険に加入することとなっております。加入手続きを故意に怠っていると、労働保険料を遡って徴収されるのみならず、追徴金をも徴収されることとなります。

加えて、加入手続きを怠っている間に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は給付に要した費用の全部又は一部をも徴収（費用徴収制度）されることとなりますので、ご注意ください。

労働保険の加入については、労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で手続きをとってください。

労災保険・雇用保険には、中小企業の事業主の委託を受けて、事業主に代わり労働保険の事務処理を代行する「労働保険事務組合」制度がありますので、ご活用ください。

なお、詳しいことは、滋賀労働局・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）にお気軽にご相談、お問い合わせください。

滋賀労働局ホームページ <http://www.shiga-roudou.go.jp/> にも掲載しております。

11月 建設雇用改善推進月間

『明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善』～滋賀県建設雇用改善推進大会の開催～

現在、建設業は、国内総生産の約10%を生み出し、全雇用者のほぼ1割に当たる453万人の労働者に働く場を提供する基幹産業として、我が国の経済・雇用を支える重要な役割を果たしていますが、一方、雇用管理の実態をみると、不明確な雇用関係、労働福祉の立ち遅れ、労働災害の多発など解決すべき課題が多くみられます。

このような状況を踏まえ、本年度においても11月を「建設雇用改善推進月間」として、『明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善』をスローガンとして関係者の方々の建設労働に対する正しい理解と、雇用改善の更なる推進を図ることを目的に、「滋賀県建設雇用改善推進大会」を開催します。

■日 時：平成19年11月21日（水） 13：30～16：30

■場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」
（大津市におの浜4-7-7）

■内 容：平成19年度建設雇用改善優良事業所表彰
厚生労働大臣賞・滋賀県知事賞
中小企業退職金共済制度普及協力事業所表彰
勤労者退職金共済機構理事長賞
建設業に働く若者からのメッセージ入賞者表彰
入選者表彰・メッセージ朗読
第13回「夢けんせつフォトコンテスト」入賞者表彰

■記念講演：『脳と心を元気に』

～あなたも会社も元気になろう！～

講師：東邦大学医学部教授

NPO法人 セロトニントレーニング協会会長

有田 秀穂 氏

■申 込 先：（社）滋賀県建設業協会

TEL 077-522-3232

FAX 077-522-7743

【問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業対策課

TEL077-526-8686

「滋賀県労働相談所」をご利用ください!!

～電話でも面談でも、毎日相談を受けています～

滋賀県労働相談所では、労働者・事業主にかかわらず、賃金・労働時間などの労働条件や解雇の問題などのあらゆる問題に関する相談をお受けしています。専門の相談員が相談内容の解決に向けて適切にアドバイスいたします。

お電話での相談は、お気軽に通話料無料の「労働相談ダイヤル」をご利用ください。滋賀県内からであれば、携帯電話での通話も可能です。電話番号および相談時間は、下記の通りです。

労働相談ダイヤル

フリーアクセス

相談時間

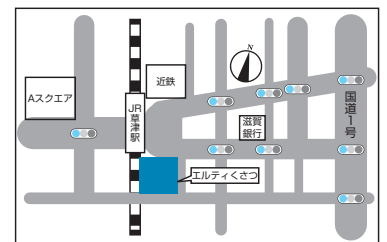
苦 勞 不 い 勞 使

0120-967164 (通話料無料)

月曜～金曜 (平日) 10:00～20:00

月曜～金曜 (祝日) 17:00～20:00

土曜・日曜 10:00～16:00



☆面会による相談をご希望の場合は、下記へお越しください。

○滋賀県労働相談所

JR草津駅前エルティクさつ3階（草津市大路1-1-1）

TEL&FAX：077-564-2030

*相談時間は、上記の労働相談ダイヤルと同じです。

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873

<http://www.pref.shiga.jp/> E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp